

令和5年5月農業委員会議事録

開催日時：令和5年5月10日（水） 午前9時00分

開催場所：嘉島町役場 3階中会議室

農業委員出席者：下田司、高木勝美、山内秀一、森田義美、岩永俊夫、村上卓也、榮恵、
松永雄治、福永哲夫、齊藤進、西岡千秋、松本誠一、松本一幸、中津芳春、吉田三十志、藤瀬信行

農業委員欠席者：友田廣

事務局出席者：永田智紀、河原正弘、前田萌香

1. 開 会：永田事務局長

2. 会長挨拶：下田会長

3. 議事録署名人指名：下田議長

議事録署名人として、松本誠一委員、中津芳春委員を指名する。

4. 議 事

- (1) 報告第5号 農地法第18条の合意解約について
- (2) 報告第6号 農地法第3条の届出について
- (3) 議案第7号 農地法第4条の許可申請について
- (4) 議案第8号 農地法第5条の許可申請について
- (5) 議案第9号 農用地利用集積計画承認申請について

5. そ の 他

6. 閉 会

○報告第5号 農地法第18条の合意解約について

(議長) それでは議事に入らせていただきます。

報告第5号農地法第18条第6項による届出の通知が1件ございます。
事務局より説明をお願いいたします。

(事務局) はい。資料の1ページになります。報告第5号の1件の報告をいたします。

申請番号1番です。所在が上島で、農振地域外の田が1筆、面積については120㎡となっております。貸付人と借受人については記載の通りです。今回の解約事由につきましては、所有権の移転の合意解約となっております。解約の申入日等は記載のとおりとなっております。

事務局からは以上でございます。

(議長) ただいま事務局より説明がありました案件は、合意解約となっておりますので、報告のみで終わらせていただきます。

○報告第6号 農地法第3条の規定による届出について

(議長) 続きまして、報告第6号農地法第3条の規定による届出が2件ございます。
事務局より説明をお願いいたします。

(事務局) はい。資料は2ページになります。申請番号1番になります。所在は井寺になります。地目については田2筆となっております。合計の面積が2,048㎡となっております。所有者及び届出人については記載の通りです。申請の事由は相続による所有権の移転となっております。あっせんの希望はございません。

次に、申請番号2番になります。所在は犬渕になります。地目については畑1筆となっております。面積が284㎡となっております。所有者及び届出人については記載の通りです。申請の事由は相続による所有権の移転となっております。あっせんの希望はございません。

事務局からは以上でございます。

(議長) ただいま事務局より説明がありました件は、相続による所有権の移転となっておりますので、報告のみで終わらせていただきます。

○議案第7号 農地法第4条の許可申請について

(議長) 続きまして、議案第7号農地法第4条の規定による許可申請が2件ございます。

申請番号1番について事務局より説明をお願いいたします。

(事務局) はい。資料は3ページからになります。農地法第4条の許可申請2件についてご説明をいたします。

申請番号1番です。所在は上島地区。農振地域外の畑が1筆。面積は499㎡となっております。申請人については記載の通りとなっております。申請事由は個人住宅となります。4ページに申請位置図と5ページが現況図予定利用図になります。給水については新設の井戸、雨水におきましては道路側溝への放流、また、生活雑排水については公共下水道への接続となります。事務局からは以上でございます。

(議長) 続きまして、地元委員であります私(下田会長)の方から報告します。

(下田会長) 4月26日に事務局と現地を確認しましたので、その状況をご報告します。

申請地は、10ヘクタール未満の未整備農地であるため、農地区分としては第2種農地になると思われます。申請地は休耕地となっており、耕作はされておりました。申請地北側及び南側に農地が隣接していますが、申請者所有の農地で耕作もされておらず、支障はないものと思われます。

土地利用計画が個人住宅ということですが、周辺の土地利用の状況からも転用許可申請は妥当(だとう)なものと考えられます。

委員の皆様のご慎重なご審議をよろしくお願ひし、地元委員の説明を終わります。

(議長) 続きまして、検討事項について事務局から説明をお願いいたします。

(事務局) 資料は6ページになります。申請に係る意見書の中段左の検討事項の欄をご覧ください。申請地は第2種農地であり、目的は個人住宅となります。転用行為を行うのに必要な資力が確保されており、計画面積の妥当性は適当及び、農地利用の集積への支障はなし、と判断しております。また、法令により義務付けられている行政庁との協議も終了していること等を確認しております。事務局からは以上でございます。

(議長) ただいま地元委員と事務局から説明がございましたが、何かご意見ご質問ございませんでしょうか。

無ければ議決に移ります。ただいま事務局から説明のありました案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(委員) (委員全員挙手)

(議長) ありがとうございます。挙手の結果、賛成多数で承認・可決といたします。

(委員) はい。(委員一同)

(議長) ありがとうございます。それでは本案件は承認とさせていただきます。
続きまして、申請番号2番について事務局より説明をお願いいたします。

(事務局) はい。資料は3ページからになります。

申請番号2番です。所在は上島地区。農振地域外の畑が2筆。合計面積は102㎡となっております。申請人については記載の通りとなっております。申請事由は進入通路となります。7ページに申請位置図と8ページが現況図予定利用図になります。

次に9ページをご覧ください。始末書の提出を頂いております。一読致します。

事務局からは以上でございます。

(議長) 続きまして、地元委員であります私(下田会長)の方から報告します。

(下田会長) 4月26日に事務局と現地を確認しましたので、その状況をご報告します。

申請地は、10ヘクタール未満の未整備農地であるため、農地区分としては第2種農地になると思われま。申請地は既に砂利敷きとなっております。申請地北側は先程の申請番号1番の住宅用地となっておりますので、日照・通風等、周辺農地への影響はありません。

土地利用計画が進入通路ということですが、周辺の土地利用の状況からも転用許可申請は妥当(だとう)なものと考えられます。

委員の皆様のご慎重なご審議をよろしくお願いし、地元委員の説明を終わります。

(議長) 続きまして、検討事項について事務局から説明をお願いいたします。

(事務局) 資料は10ページになります。申請に係る意見書の中段左の検討事項の欄をご覧ください。申請地は第2種農地であり、目的は進入通路となります。計画面積の妥当性は適当及び、農地利用の集積への支障はなし、と判断しております。

事務局からは以上でございます。

(議長) ただいま地元委員と事務局から説明がございましたが、何かご意見ご質問ございませんでしょうか。

無ければ議決に移ります。ただいま事務局から説明のありました案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(委員) (委員全員挙手)

(議長) ありがとうございます。挙手の結果、賛成多数で承認・可決といたします。

(委員) はい。(委員一同)

(議長) ありがとうございます。それでは本案件は承認とさせていただきます。

○議案第8号 農地法第5条の許可申請について

(議長) 続きまして、議案第8号農地法第5条の規定による許可申請が3件ございます。

事務局から説明をお願いいたします。

(事務局) はい。資料は11ページになります。第5条の転用の3件についてご説明をいたします。

申請番号1番になります。所有権の移転の案件となっております。所在が上島で農振地域外の田が1筆です。面積が120㎡となっております。譲渡人と譲受人については記載の通りとなっております。申請事由については、資材置き場の申請となっております。12ページに位置図、13ページに平面図を載せております。資材置き場となりますので給水等はございません。雨水の処理につきましては申請地北側の水路に放流する計画となっております。事務局からは以上でございます。

(議長) 続きまして、地元委員であります私(下田会長)の方から報告します。

(下田会長) 4月26日に事務局と現地を確認しましたので、その状況をご報告します。

申請地は、10ヘクタール未満の未整備農地であるため、農地区分としては第2種農地になると思われれます。申請地は休耕地となっており、耕作はされておりました。

申請地周辺に農地はなく、日照・通風等、周辺農地への影響はありません。土地利用計画が資材置き場ということですが、周辺の土地利用の状況からも転用許可申請は妥当(だとう)なものと考えられます。

委員の皆様の慎重なるご審議をよろしくお願ひし、地元委員の説明を終わります。

(議長) 続きまして、検討事項について事務局から説明をお願いいたします。

(事務局) 資料は14ページになります。申請に係る意見書の中段左の検討事項の欄をご覧ください。申請地の農地区分は第2種農地であり、目的は資材置き場となります。

計画面積の妥当性は適当及び、農地利用の集積への支障はなし、と判断しております。

事務局からは以上でございます。

(議長) ただいま地元委員と事務局から説明がございましたが、何かご意見ご質問ございませんでしょうか。

無ければ議決に移ります。ただいま事務局から説明のありました案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(委員) (委員全員挙手)

(議長) ありがとうございます。挙手の結果、賛成多数で承認・可決といたします。

(委員) はい。(委員一同)

(議長) ありがとうございます。それでは本案件は承認とさせていただきます。

続きまして、申請番号2番について事務局より説明をお願いいたします。

(事務局) はい。資料は11ページからになります。

申請番号2番です。所有権の移転の案件となっております。所在は下仲間地区、農振地域外の畑が1筆、合計面積は491㎡となっております。

譲渡人と譲受人については記載の通りとなっております。

申請事由については、個人住宅の申請となっております。15ページに申請位置図と16ページが配置配管図を載せております。給水については、井戸ボーリングになります。また、雨水におきましては集水桝への集水後、道路側溝への放流、生活雑排水については合併浄化槽にて浄化後、集水桝を経由してからの道路側溝への放流となっております。

事務局からは以上でございます。

(議長) 続きまして、地元委員であります松本一幸委員から報告をお願いするところですが、まだ到着されてないため事務局から、報告をお願いします。

(事務局) はい。4月25日に松本一幸委員と現地を確認しましたので、その状況をご報告します。申請地は、10ヘクタール以上の一団の区域内にある農地であるため、第1種農地になると思われれます。申請地は休耕地となっており、耕作はされておりました。申請地の北側に農地が隣接していますが、北側農地耕作者には十分な説明がなされており、申請地も境界部分には空洞ブロックを設置されるため、支障はないものと思われれます。

個人住宅ということですが、周辺の土地利用の状況からも転用許可申請は妥当(だとう)なものと考えられます。

委員の皆様の慎重なるご審議をよろしくお願ひし、事務局からの説明を終わります。

(議長) 続きまして、検討事項について事務局から説明をお願いいたします。

(事務局) 資料は17ページになります。申請に係る意見書の中段左の検討事項の欄をご覧ください。申請地の農地区分は第1種農地、目的については個人住宅に

なります。

周辺の農地等に係る営農条件への支障はなし、また農地の利用の集積への支障もなしと判断しております。

以上の事から、総合的に見て、本許可申請については許可相当と判断しております。

事務局からは以上でございます。

(議長) ただいま地元委員と事務局から説明がございましたが、何かご意見ご質問ございませんでしょうか。

(中津委員) 今回の申請地は、下水道は通っていないのでしょうか。

(事務局) 下水道はまだ通っておりません。

(議長) 他に無ければ議決に移ります。ただいま事務局から説明のありました案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(委員) (委員全員挙手)

(議長) ありがとうございます。挙手の結果、賛成多数で承認・可決といたします。

(委員) はい。(委員一同)

(議長) ありがとうございます。それでは本案件は承認とさせていただきます。

続きまして、申請番号3番について事務局より説明をお願いいたします。

(事務局) はい。資料は11ページからになります。

申請番号3番です。所有権の移転の案件となっております。所在は上六嘉地区、農振地域外の畑が2筆、合計面積は104㎡となっております。

譲渡人と譲受人については記載の通りとなっております。

申請事由については、個人住宅の申請となっております。18ページに申請位置図と19ページが配置配管図を載せております。給水については、新設の井戸、また、雨水におきましては新設枡への集水後、道路側溝への放流、生活雑排水については合併浄化槽にて浄化後、新設枡を経由してからの道路側溝への放流となっております。

事務局からは以上でございます。

(議長) 続きまして、地元委員であります村上委員から報告をお願いいたします。

(村上委員) はい。4月28日に事務局と現地を確認しましたので、その状況をご報告します。申請地は、10ヘクタール未満の未整備農地であるため、農地区分としては第2種農地になると思われます。申請地は休耕地となっており、耕作はされておりました。申請地周辺に農地はなく、日照・通風等、周辺農地への影響はありません。

個人住宅ということですが、周辺の土地利用の状況からも転用許可申請は妥

当(だとう)なものと考えられます。

委員の皆様の慎重なるご審議をよろしくお願ひし、地元委員の説明を終わります。

(議長) 続きまして、検討事項について事務局から説明をお願いいたします。

(事務局) 資料は20ページになります。申請に係る意見書の中段左の検討事項の欄をご覧ください。申請地の農地区分は第2種農地であり、目的については個人住宅になります。

周辺の農地等に係る営農条件への支障はなく、また農地の利用の集積への支障もないと判断しております。

以上の事から、総合的に見て、本許可申請については許可相当と判断しております。

事務局からは以上でございます。

(議長) ただいま地元委員と事務局から説明がございましたが、何かご意見ご質問ございませんでしょうか。

無ければ議決に移ります。ただいま事務局から説明のありました案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(委員) (委員全員挙手)

(議長) ありがとうございます。挙手の結果、賛成多数で承認・可決といたします。

(委員) はい。(委員一同)

(議長) ありがとうございます。それでは本案件は承認とさせていただきます。

○議案第9号 農用地利用集積計画承認申請について

(議長) 続きまして、議案第9号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農地利用の集積計画の承認申請が6件ございます。

このうち、私の案件が2件ございますので、私はここで退席をいたします。

なお、議事の進行は、会長職務代理者の高木委員にお願いします。

(職務代理者) それでは、下田会長に代わり、私が進行させていただきます。

事務局から下田会長の案件2件の説明を頂き、そのあと2件を一括して、審議・議決を行いますので、よろしくお願ひします。

事務局から説明をお願いいたします。

(事務局) はい。資料は21ページの申請番号2番からになります。所在は上島地区。

農振農用地内の田が1筆で面積が2,987㎡となっております。売渡人と買受人は記載の通りとなっております。目的は売買、売買価格等については記載のとおりとなっております。

続きまして、23ページの申請番号5番になります。所在は井寺地区と上島地区。農振農用地内の田が2筆で面積が4425㎡となっております。貸付

人と借受人は記載のとおりとなっております。利用目的については使用貸借権の新規契約となっております。借賃については記載のとおり。期間は令和5年6月1日から令和10年5月31日となっております。

事務局からの説明は以上でございます。

(職務代理者) ただいま事務局から申請番号2と5の説明がございましたが、ご意見、ご質問はございませんか。

無ければ議決に移ります。ただいま事務局から説明のありました2件の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(委員) (委員全員挙手)

(職務代理者) 挙手の結果、2件の案件については、賛成多数で承認・可決いたします。

下田会長の入室を許可します。

下田会長の案件2件につきましては、ご意見等もなく、承認されましたのでお知らせいたします。

ここで、再び議事の進行は下田会長をお願いします。

(議長) 続きまして残りの案件になりますが、事務局から残り4件の説明をいただき、そのあと4件を一括して、審議・議決を行いますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、事務局より説明をお願いします。

(事務局) はい。資料は21ページの申請番号1番からになります。所在は井寺地区。農振農用地内の田が1筆で面積が1,438㎡となっております。売渡人と買受人は記載の通りとなっております。目的は売買、売買価格等については記載のとおりとなっております。

続きまして、22ページの申請番号3番になります。所在は上仲間地区。農振農用地内の田が1筆で面積が1,564㎡となっております。売渡人と買受人は記載の通りとなっております。目的は売買、売買価格等については記載のとおりとなっております。

続きまして、23ページの申請番号4番になります。所在は上仲間地区。農振農用地内の田が2筆で合計面積が1,976㎡となっております。

貸付人と借受人等は記載のとおりとなっております。利用目的については貸借権の新規契約となっております。借賃については記載のとおり。期間は令和5年6月1日から令和10年5月31日となっております。

続きまして、追加分の24ページの申請番号6番になります。所在は井寺地区。農振農用地内の田が1筆で面積が2,977㎡となっております。

貸付人と借受人は記載のとおりとなっております。利用目的については貸借権(期間借地)の新規契約となっております。借賃については記載のとおり

り。期間は令和5年6月1日から令和10年5月31日となっております。

事務局からの説明は以上でございます。

(議長) ただいま事務局より説明がございましたが、何かご意見ご質問ございませんでしょうか。

無ければ議決に移ります。ただいま事務局から説明のありました4件の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(委員) (委員全員挙手)

(議長) ありがとうございます。挙手の結果、賛成多数で4件を承認・可決いたします。

本日の案件は全て終了いたしました。ありがとうございました。

続きまして、その他となっております。皆様方から何かございませんでしょうか。ないようでしたら、事務局から何か。

(議長) 次回の農業委員会は6月12日の月曜9時00分からを予定したいと思います。

他になければ、これをもちまして、本日の農業委員会を閉会いたします。お疲れ様でした。

前記のとおり会議次第を記録し、これを証するため署名する。

令和5年5月10日

会長 下 田 司

委員 松 本 誠 一

委員 中 津 芳 春